

○農林水産省令第二号
経済産業省令第二号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三
年法律第四十八号）第四十一条及び資源の有効な
利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第
三百二十七号）別表第五の四の項の上欄の規定に
基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施
行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に
関する省令の一部を改正する省令を次のように定
める。

平成二十八年三月十五日

農林水産大臣 森山 裕
経済産業大臣 林 幹雄

資源の有効な利用の促進に関する法律施行
令別表第五の四の項の上欄に規定する調味
料に関する省令の一部を改正する省令

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別
表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する
省令（平成二十年 農林水産省令第一号）の一部を
次のように改正する。

「充てんした」を「充填した」に改め、第六号
を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第
五号とし、第三号中（昭和二十八年法律第六号）
を削り、「酒税法第三条第二号」を「同条第二号」
に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一
号を加える。

- 三 アルコール発酵調味料（次のいずれかに該
当するものであって、酒類（酒税法（昭和二
十八年法律第六号）第二条第一項に規定する
酒類をいう。ロにおいて同じ。）として飲用す
ることができない処置を施したものをいう。）
イ 米、米麴又は果実（果実を乾燥させ若し
くは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含
む。）の発酵の工程を経て生産されたもの
ロ イに掲げるものに砂糖類、酒類、アルコー
ル（アルコール事業法（平成十二年法律第
三十六号）第二条第一項に規定するアル
コールをいう。）、酸味料又は果汁その他の
調味料を加えて生産されたもの

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の資源の有効な利
用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項
の上欄に規定する調味料に関する省令第三号に
規定するアルコール発酵調味料に係る資源の有
効な利用の促進に関する法律第二十五条第一項
に規定する指定表示事業者が表示すべき同項の
表示事項及び当該指定表示事業者が遵守すべき
同項の遵守事項については、平成三十年三月三
十一日までは、なお従前の例によることができ
る。